

医療法人ふなびきクリニック 訪問リハビリテーション

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)
令和6年6月1日現在

1、事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人ふなびきクリニック
代表者名	理事長 舟曳 純仁
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2 (電話) 0568-62-8811 (FAX) 0568-62-3399

2、事業所の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	医療法人ふなびきクリニック 訪問リハビリテーション
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2 (電話) 0568-62-8811 (FAX) 0568-62-3399
事業所番号	2313400703
管理者の氏名	舟曳 純仁

(2) 事業所の職員体制

従業者の種類	人数	備考
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3人以上	訪問リハビリテーション業務を行う。

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	犬山市・扶桑町・大口町・小牧市・岐阜県可児市
---------	------------------------

※上記の地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	営業時間	休業日
月曜～土曜	8:30～17:30	日曜・祝日・事業所が指定した日 (お盆や年末年始など)

3、サービスの内容

理学療法士等がご利用者様の自宅を訪問し、ご利用者様の日常生活がより活動的なものとなるように、直面している課題等を評価し、医師の診療及びご利用者様の希望を踏まえて、リハビリテーション実施計画書を作成します。身体面では関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

4、費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として負担割合証に応じて料金表のサービス費の1割～3割がご利用者様の負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額がご利用者様の負担となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

【料金表(1回あたり)】

1単位＝10.33円

要介護状態区分	要支援1～要支援2	要介護1～要介護5
所定単位(20分/回)	298単位	308単位

○加算

要介護状態区分	要支援1～要支援2、要介護1～要介護5
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位／回
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	180単位／月
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又認定日から起算して3ヶ月以内)	200単位／日
長期利用減算(要支援のみ) (利用開始より12ヵ月経過)	▲30単位／回
診療未実施減算	▲50単位／回

※事業所と隣接する敷地内の建物に居住する利用者にサービスを行う場合、所定単位の90%乗じた単位となります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

なし

(3) 交通費

2の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は 交通費の実費となる場合があります。

(4) その他の費用

サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者様の負担となります。

(5) キャンセル料

ご利用者様の都合によりサービスを中止する場合においてもキャンセル料は発生いたしません。

(6) 利用料等のお支払方法

毎月、25日までに前月分の請求書を発行しますので、月末までにお支払いください。お支払方法は、月末にご契約口座からの引落としになります。なお、月末に残高不足で引き落としが出来なかった場合は、翌月15日(土日祝日の場合は前営業日)に再度引落としをさせていただきます。

※入金確認後、領収書を発行します。

5、事業所の特色等

(1) 事業の目的・運営方針

当事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示にもとづき、病状が安定期にあり診療にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者・要支援者に対し、ご利用者様の自宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。実施にあたっては、居宅介護支援事業所、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 秘密保持について

(1)事業所は、サービスの提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。

(2)事業所は、自らが作成または取得し、保存している個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、法人の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。法令規則により公的機関へ報告が義務付けられているもの、または緊急の場合の医療機関等へのご利用者様の心身等に関する情報提供、その他、ご利用者様から個人情報に関わる同意書にて予め同意をいただいているもの以外に関しては、ご利用者様又は保証人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

6、サービス内容に関する苦情等相談窓口

利用者様及びそのご家族等からの相談を受けた場合は事業所は、事実関係を調査し、その結果並びに改善方法について速やかに対応いたします。事業所は苦情申し立てがなされたことをもって、ご利用者様に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

苦情相談窓口として、下記相談窓口にご相談ください。当事業所以外についてはお住いの市町村、もしくは愛知県国民健康保険団体連合会にて苦情の申し立てをすることができます。

<苦情相談窓口>

事業所の窓口	医療法人ふなびきクリニック 訪問リハビリテーション TEL 0568-62-8811 ご利用時間 8:30～17:30(月～土) 窓口担当者：松岡 達哉(不在時は他の職員が対応)	
市町村(保険者)の窓口	☐ 犬山市役所 高齢者支援課 ☐ 扶桑町役場 介護健康課 ☐ 大口町役場 健康生きがい課 ☐ 小牧市役所 介護保険課 ☐ 可児市役所 高齢福祉課 ☐ その他()	TEL 0568-44-0326 TEL 0587-93-1111 TEL 0587-94-0051 TEL 0568-76-1197 TEL 0574-62-1111 TEL
公共団体の窓口	愛知県国民健康保険団体連合会	TEL 052-971-4165

7、緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡します。

8、虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために以下のことに取り組みます。

①虐待防止のため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

②虐待防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催します。

④上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を発見した時は、速やかに、各市町村窓口に通報いたします。

9、身体拘束

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者及び利用者の後見人又はその家族(後見人がなく、かつ身寄りがいない場合には身元引受人)に対して事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、同意を得た上で、身体拘束等適正化のための指針に基づき、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10、衛生管理

(1)事業所の食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

11、業務継続計画の策定

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する利用サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

<主治医>

病院名	
主治医の氏名	
所在地	〒
電話番号	TEL

<緊急連絡先①>

氏名(続柄)	()
住所	〒
電話番号	TEL

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者	事業者名	医療法人ふなびきクリニック
	事業所名	医療法人ふなびきクリニック
		訪問リハビリテーション
	代表者名	理事長 舟曳 純仁

説明者	氏名	_____
-----	----	-------

私は、医療法人ふなびきクリニック訪問リハビリテーションの重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

氏名	_____
----	-------

代筆者	_____
-----	-------

(続柄)